

<別表>

平成 20 年度「竹島を学ぶ」講座第 5 回 配布資料

(日本の領有根拠と韓国側の反論)

日本の領有根拠	韓国側の反論
(1) 17世紀に日本人（米子の大谷、村川両家）が幕府公認の下で竹島を魚採地として利用していた。遅くとも17世紀半ばには領有権を確立した。鎖国令との関係からも外国領と認識されていなかったことがわかる。	○渡海免許はむしろ日本領土として認識していなかったことを裏付けている。鳥取藩は幕府の質問に鬱陵島と独島が藩所属でないと回答した。独島は鬱陵島の付属島嶼なので鬱陵島渡海禁止には独島も含まれていた。
(2) 17世紀末に鬱陵島での日朝両国民の漁業が問題になった後、幕府は鬱陵島への渡航を禁止したが竹島への渡航は禁じなかった。このことからも日本が竹島を自国領と考えていたことが明らかである。	○日本は帝国主義的侵略の過程で発生した日露戦争の間、無主地先占の法理に基づいて独島を侵奪した。これは確立していた独島に対する韓国の領有権への侵害に当たり、不法かつ国際法的にも効力のない行為である。
(3) 竹島であしか漁を営む国民からの領土編入・貸下願を契機として、1905年閣議決定をもって竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認した。名称、所管は島根県知事により告示された。	○日本が暴力・食欲で略取した地域から駆逐されるというカイロ宣言により韓国領になった。SCAPIN677により日本の統治範囲から除外され、このことは平和条約でも再確認された。
(4) 所管が定まったことを受け、島根県知事は、竹島を官有地台帳に登録するとともに、あしか漁を許可制にした。あしか漁は1941年まで続いた。	○爆撃訓練区域の指定は日本の仕掛けによるものだ。米空軍は韓国の抗議を受け独島を爆撃訓練区域から除き、その事実を公式に通告してきた。
(5) 1951年のサンフランシスコ平和条約で日本は、朝鮮の独立を承認し「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を放棄した。この条約の成立過程で韓国は同条項の規定に「独島」を加えることを起草者である米国に要望したが、米国は、竹島は朝鮮の領土として扱われたことがないとして韓国の主張を否定した。このやりとりを踏まえれば、竹島が日本の領土であることが肯定されていることは明らかである。	○韓国固有の領土である独島をめぐり紛争は存在せず、司法的解決の対象にならない。
(6) 第二次世界大戦後の占領下で1947年と1951年に竹島が米軍の爆撃訓練区域とされたが、平和条約後発効後の1952年、日米安保条約・行政協定に基づき竹島が改めて米軍の使用する区域として指定された。	
(7) 1952年1月韓国が「李承晩ライン」を設定して竹島をその中に取り込んだ。〔同月日本は韓国の領有主張を認めないと抗議した。〕日本は1954年口上書をもって、1962年には外相会談の際に、紛争の国際司法裁判所付託を提案したが韓国は応じていない。日本は、韓国の不法占拠、各種措置に抗議を重ねている。	

(韓国の領有根拠と日本側の反論)

韓国の領有根拠	日本側の反論
(1) 15世紀の官撰文献である『世宗実錄』地理志に、于山(独島)・武陵(鬱陵)…二つの島が互いに眺めることができると書いてある。鬱陵島の住民は独島が鬱陵島に属すると認識していた。16世紀から20世紀初頭にいたる官撰文献にも独島の古地名である于山島が記されているので持続的に韓国の領土であった。	○韓国の古文献中にある于山島の記述は鬱陵島を想起させる。 18世紀以降の韓国文献の記述は17世紀末に日本に来た安龍福の信憑性の低い供述を無批判に取り入れたものと考えられる。
(2) 17世紀末に朝鮮と日本との間で領有権交渉が行われた結果、幕府が日本人の鬱陵島への渡航を禁止することで独島の帰属問題が決着した。また明治時代に日本の太政官は竹島外一島すなわち鬱陵島と独島が日本とは関係ないことを心得るよう指令を発した。これらは、独島が日本の領土でないことを日本が認めた証拠である。	○17世紀末の日朝交渉後も竹島への渡航は禁じられなかった。日本領と考えていたことが明らかである。〔太政官の決定は鬱陵島に関するものと考えられる。〕
(3) 大韓帝国は1900年勅令第41号により石島すなわち独島を鬱陵郡の管轄下に置く行政措置を通じて自國の領土であることを明確にした。1906年鬱陵島郡守は独島が日本に領土編入されたことを知り、江原道に「本郡所属独島が…」と報告した。これは大韓帝国が勅令第41号に基づいて独島を正確に統治範囲内として認識・管理していたことを示す証拠である。政府は日本による独島の領土編入は事実無根であるため再調査を命じる指令第3号を発した。これは大韓帝国が独島を領土として認識・統治していたことを示す。	○石島が竹島であるならなぜ勅令で「独島」や旧称だと主張する「于山島」の名称が使われなかつたのか疑問が生じる。仮にこの疑問が解消された場合であっても、勅令公布前後に韓国が竹島を実効的に支配してきた事実はなく、韓国の領有権は確立していなかった。
(4) 第二次世界大戦の終わりに伴い、日本が暴力と貪欲により略取したすべての地域から追い出されるべきであるというカイロ宣言により韓国固有の領土である独島は大韓民国の領土となった。連合国総司令部覚書(SCAPIN)第677号により独島が日本の統治・行政の範囲から除外された経緯もあり、そのことはサンフランシスコ平和条約でも再確認された。	○SCAPIN677には、日本の諸島の最終的決定に関する連合国の方針を示すものでないとあった。日本の領土を確定したのは平和条約であり、平和条約では日本領であることが肯定された。
(5) その後現在に至るまで独島を実効支配してきた。このような事実に照らし、独島に対する地理的、歴史的、国際法的に確立された領有権は、今まで中断なく受け継がれてきた。	○国際法上根拠のない不法占拠であり韓国が竹島に対して行う措置は法的正当性を有しない。

注. 上記の表は、次の資料を基に、簡便を旨として作成した。〔かぎカッコ内は補足〕

➤ 外務省ホームページの「竹島問題の概要」(各項目につき「詳細」へのリンクあり)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/gaiyo.html>

同 パンフレット「竹島——竹島問題を理解するための 10 のポイント」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf

➤ 韓国の駐日大使館ホームページ(日本語)の“政務関係のご案内”

<http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/languages/as/jpn-tokyo/state/state/index.jsp>

にリンクのある

「獨島に対する大韓民国政府の基本的立場」

同 「日本外務省の独島領有主張に対する反駁文」(東北アジア歴史財団作成)

<以上最終アクセス 2008 年 10 月 9 日>